

長野県木曽郡木曾福島町

小野の遺跡

—土地改良総合整備事業に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査報告書—

(縄文時代早期押型文土器細久保式土器)



1996年10月

木曾福島町

木曾福島町教育委員会

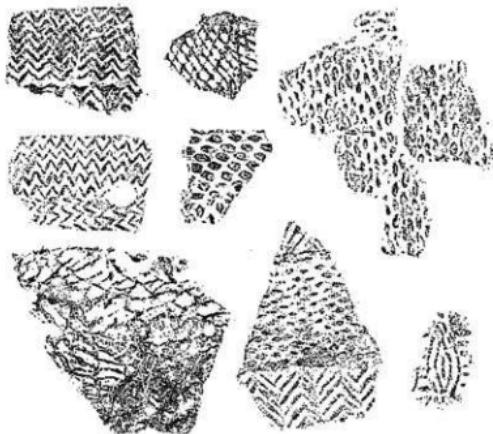
木曾郡町村会

長野県木曾郡木曾福島町

こ の 小 野 遺 跡

— 土地改良総合整備事業に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査報告書 —

(縄文時代早期押型文土器細久保式土器)



1996年10月

木 曾 福 島 町
木 曾 福 島 町 教 育 委 員 会
木 曾 郡 町 村 会

はじめに

木曾福島町では、新開黒川上中入地区の土地改良事業を実施することになった。事業地内に遺跡が存在しており、試掘調査の結果、小野遺跡から遺物の出土がみられ、事業に先立って発掘調査することになった。

記録保存のための発掘調査は、平成4年度の事業として、木曾福島町教育委員会が木曾福島町より委託をうけて、7～9月の盛夏の中実施した。実際の調査は木曾郡町村会の技術指導ということで、町村会新谷和孝の指導で、町民が調査作業員として参加して行った。炎天下の調査で大変であったが、縄文時代早期の集石や土坑、そして土器や石器などを検出し、黒川地区の歴史を知る貴重な成果を得た。

この結果が木曾福島町の歴史資料として活用されることと、考古学の研究に生かされることを期待しております。

平成8年3月

木曾福島町教育委員会

教育長 黒石実男

報告書の約束ごと

1. 本報告書は木曾福島町より委託をうけて実施した小野遺跡の発掘調査報告書である。
2. 本調査は黒川上中入地区の平成4年度土地改良事業に伴う埋蔵文化財の記録保存を目的とした事前調査である。
3. 発掘調査は平成4年7~9月に実施し、平成5年度に整理し、平成6年3月に報告書刊行する契約であった。
4. 発掘調査は木曾福島町教育委員会が主体者となつて行った。
5. 木曾郡埋葬文化財調査委託実施要綱によって、木曾郡町村会と技術指導委託協定書を結び、発掘調査、整理作業および報告書執筆を委託した。
6. 木曾郡町村会新谷和孝が技術指導担当者となつた。
7. 発掘調査および整理作業は平成4・5年度に行つた。平成5年度に上松町お宮の森裏遺跡、最中上遺跡、金比羅遺跡の調査があって、多忙の日々で小野遺跡の報告書執筆ができなかつた。
8. 平成8年1月、新谷は病気となり、長期療養に入り全ての仕事ができなくなつた。残務整理の中で小野遺跡の調査報告書ができるないことを知つた。
9. 調査中の記録(野帳)が町村会に残されていないため、遺物中心に神村がまとめることにした。そのため、本来の記録保存の報告書としては不充分な内容である。
10. 出土遺物、遺構図面、写真フィルム等は木曾福島町教育委員会が保管している。

目 次

はじめに

報告書の約束ごと

I	記録保存となる	1
II	小野遺跡と黒川沿いの遺跡	2
III	遺構	2
IV	遺物	3
V	押型文土器について	6
VI	あとがき	9

図 目 次

第1図	遺跡附近図	10
第2図	遺跡地形図	11
第3図	A地点、B地点の土器1	12
第4図	B地点の土器2	13
第5図	B地点の土器3	14
第6図	B地点の土器4	15
第7図	B地点の土器5	16
第8図	石器1	17
第9図	石器2	18
第10図	石器3	19
第11図	長野県の押型文土器型式	20
第12図	木曾谷の各型式の押型文土器	21
第13図	上松町林の平遺跡出土押型文土器	22
第14図	開田村大原遺跡出土押型文土器	23

図 版 目 次

第1図版	遺跡遠景	24
第2図版	A地点土坑1	25
第3図版	A地点土坑2	26
第4図版	A地点土坑3	27
第5図版	A地点土坑4	28
第6図版	A地点土坑5	29
第7図版	B地点集石炉	30
第8図版	発掘スナップ	31

表 目 次

第1表	木曾郡下押型文土器出土遺跡	7
第2表	郡内3遺跡の破片数と割合	8

I 記録保存となる

木曾福島町では黒川地区の土地改良事業（耕地区画整理）をすすめており、平成3年（1991）6月に平成4年度事業地内の遺跡確認が、木曾福島役場建設課より木曾福島町教育委員会にあった。遺跡地図によると野中遺跡と小野遺跡が該当し、同年9月13日に現地協議そして、とりあえず試掘調査することになった。木曾郡埋蔵文化財調査委託実施要綱により、試掘調査の技術指導を木曾郡町村会に委託した。

試掘調査は作物収穫後ということで12月9日～16日に、木曾郡町村会新谷和孝が調査を担当し、木曾福島町教育委員会職員、文化財審議委員が立ち合って行った。

野中遺跡では123か所のピットを入れて調査するが、5～20mの表土（耕土）で、すぐ粘土混じり疊層となって、包含層は全くなく、構造は検出されず、遺物も出土しなかった。遺跡の中心地は現在宅地となっている小高い所一帯と考えられ、事業地内には及んでいないことがわかった。

小野遺跡では34か所のピットを入れて調査する。山よりの尾根部分は耕土、包含層、ローム層となって地層が安定しており、包含層からは縄文時代早期の土器片が出土している。一段低い川寄りの部分では耕土の下が疊層となっていて包含層はない。ローム層まで堆積は浅いため、工事により包含層はけずり取られることが予想されるので、事業実施前の発掘調査が必要であることがわかった。

木曾福島町教育委員会では木曾福島町村会から試掘調査報告書をうけて、長野県教育委員会と協議した所、平成3年12月27日付で、小野遺跡の保護について、工事に先立って発掘調査して記録保存をはかる。発掘調査費は事業者負担（木曾福島町）とする。木曾福島町教育委員会が発掘調査の主体となる。発掘調査は700m²以上を発掘調査24日、整理作業18日で平成4年度に実施する。という回答があった。

この回答にもとづき、木曾福島町教育委員会は平成4年度事業の中に予算化し、木曾郡埋蔵文化財調査委託実施要綱によって木曾郡町村会と技術指導委託協定書を結び、発掘調査、整理作業を平成4年度に、報告書執筆を平成5年度に行なうことを委託した。

木曾郡町村会では協定書にもとづき、埋蔵文化財担当者新谷和孝が技術指導にあたることを決め、平成4年7月29日から9月11日まで現場での発掘調査の指導、その後、引き続いて整理作業にあたらせた。

調査事務局 木曾福島町教育委員会

教育長 黒石実男 社会教育係長 中島壽美雄 文化財担当 山下清人・小沢弘幸

文化財審議委員 田中 博・神村 透

調査・整理 木曾郡町村会

事務局長 上原左近 主任 田沢文章 主事 新谷和孝

調査作業員 神村 誠 芝田深雪 田中あすか 田中志寿江 野口岩夫 野口金一 野村金四郎

野村今朝吉 野村佳子 橋渡いづみ 橋渡龟太郎 森田千代藏

整理作業員 大戸美恵子 尾崎俊子 久保寺すみ子 小幡和枝 徳原とら子 丸山アツ子

横道ふさ子

石器実測 (前)アルカ (角張淳一) 松原和也

報告書執筆 神村 透

Ⅱ 小野遺跡と黒川沿いの遺跡

木曾福島町中心部（旧福島宿）の北はずれに木曾川の支流黒川が東流して合流している。町村合併する前は新開村で、黒川の下流梨の木沢から木曾川に沿ってが上田地区、下志水から上流が黒川地区で、江戸時代は黒川村、上田村であった。

小野遺跡は黒川地区にある。黒川は渡合で西洞川と合流している。飛騨街道は西洞川に沿ってあがり、地蔵峰を越えて開田に入り飛騨に通じていた。この道が国道361号となって改良工事がすすめられ、現在は黒川沿いにあがり新地蔵トンネルで開田村に抜けている。この国道改良工事や福島スキー場開発に伴って黒川地区的区画整理を主とした土地改良工事が進められている。

黒川谷は山地が両岸にせまり、川に沿って小規模な段丘地形がみられ、その平坦地に集落が点在する。その集落と重なるように遺跡が点在する（第1図）。いずれも規模の小さい遺跡で遺物が表探されている。古田遺跡は国道改良工事に伴い記録保存の発掘調査が昭和58年（1983）10月に実施され、縄文時代前期の石囲い遺構と早・前・中期の遺物を検出している（木曾福島町芝原古田遺跡、木曾福島町教育委員会1984）。黒川沿いの遺跡のはとんどが縄文時代で、早期3、前期9、中期8、後期2、不明2となっており、平安時代3遺跡があって、弥生、古墳時代は知られていない。上田地区大上野遺跡（第1図25）からは弥生時代後期土器が採集されている。西洞川に入った二本木遺跡（17）では平安時代八稜鏡が出土している。合流点の猪の子島遺跡（15）はこの地区としては出土遺物が多く、中期後半の唐草文土器壺が出土しており、堅穴住居の埋壺ではないかと思われる。

小野遺跡は黒川の東岸、上小川沢が合流する山麓の三角形状の小段丘上にあって、山麓は宅地、先端部が水田となっている（第2図）。黒川に沿って北寄りがA地点で、標高947mを計る。南寄り上小川沢に近い方がB地点で、標高948~949mと一段高くなり、その間が小さな谷地形（C）となっている。

約20mの水田耕土があって、床土の下に薄い包含層である黒土層があつてローム層となっている。水田造成時に山寄りは地形が削平されており、包含層は部分的にしか残っていない。ローム層中に掘りこまれた土坑等は検出できた。

調査の結果、A地点では土坑等の掘りこみが265検出され、少量の縄文時代早期の遺物が出土した。B地点からは集石炉1と縄文時代早期押型文土器が集中して出土した。

Ⅲ 遺構

A地点、B地点とも土坑が検出され、住居址は検出されていない。住居址は調査地より北東山寄りの現在住宅地となっている所にあったものと思われる。

新谷の調査はローム上面までの表土を除去し、ローム面に確認された大小の黒土の入った落ちこみを土坑として全て番号をつけている。A地点で265（欠番6）、B地点で10である。土坑については、大小、深さ、形状、埋土等の状況で検討しなければならない。観察記録がないので、図面から大小、深さでみた。

直径50cm未満のものは柱穴痕（ピット）であることが多い。その場合配列の規則性が問題になる。小野遺跡の場合は不規則で、深さもさまざまであるので除外した。50cm以上のものはA地点では65を数える。深さ10cm未満

11、10~20cm 25、20cm以上29となり、土坑の掘りこみの層位が問題となるが、また、水田造成時の削平もあると思われるが、深さ20cm未満のものは墓壙の性格が強い。20cm以上のものは墓壙でもあると思われる。土坑内に礫の入っているものは墓壙の可能性が強い。40cm以上の深いものや、底部が外にふくらむ袋状になるものは貯蔵穴の可能性が強い。土坑の中に柱穴のあるものは上屋のある貯蔵穴である。

A地点の土坑を見ると（図版2~6）各種の土坑がある。ほとんどが円形で、ローム層をきれいに掘りこんでいるもの、柱穴のあるもの、切り合いのあるもの、二段になっているもの、礫層まで掘りこんでいるもの、内部に礫を1~2個、あるいは沢山入れているものなどがある。埋土の中から土器片や石器の出土や炭が出土したものがある。これらは意識して埋納されたものではなく、埋まる時の落ち込みと考えられる。土器でみると縄文時代早期末のものであるので、これらの土坑はその時期と考えられる。

B地点で注目されるのは集石で（図版7）、東西120cm、南北100cmのほぼ円形に礫で囲み、内部は平らな石を2個並べている。B地点は縄文時代早期押型文土器が集中して出土しているので、この時期に多い集石炉と思われる。

IV 遺 物

出土遺物には土器と石器がある。土器はいずれも破片で器形のわかるものはない。

1. A地点の土器（第3図1~9）

1は波状口縁の土器で、成形時の指頭圧痕が内外面に残る。厚さ5mmと薄い土器で焼成は良い。口端には貝殻縁の刺突がある。器面には口縁に沿ってと、少し間をおいて7~9mm巾の粘土紐を貼付している。そのあと貝殻縁による縦の条痕がおろされる。2は波状口縁で、内面に指頭圧痕が残る。厚さ4mmある。口縁から少し間をおいて2本の粘土紐を貼付し、その上から3条単位の鋭い平行沈線が縦におろされる。3は平口縁となっているが、小破片であるので全体が平口縁かは不明である。内側は口縁に沿って約1cm巾で刷毛状のものによるナデがみられる。口縁に沿って間をおいて2本の粘土紐の貼付があり、その上を2条単位のやや太目の条線が左さがりにつけられる。4は口縁部の小破片で、口端に貝殻縁の刺突をつけ、器面には粘土紐を右さがり斜めに2本貼付し、その上に条線をついている。5、5'は無文の土器で、内面に成形条痕が残る。6~9は無文土器で、6は器面に成形条痕がみられ、胎土にセンイをわずかに含んでいる。8とともに器厚がやや厚い。7、9は同一固体で、器厚4mmと薄い焼成の良い土器である。9は先端が丸味のある尖底土器である。

いずれも東海地方から搬入された塙屋式土器である。

2. B地点の土器（第3~7図）

A 縄文土器（第3図10~27）

10は外反する口縁部で、口端は丸くなっている。器厚9mmで胎土にわずかなセンイを含んでいる。縄文は粒が大きく、LR（左燃り・右燃り）で横に回転施文している。11、12もLRの縄文原体を横に回転施文し、12は器面に剥落がみられる。13~15は同一固体と思われ、15は縦に回転施文している。16、17も同一固体でRL（右燃り・左燃り）原体を横に回転施文しており、ループ状の原体縞が明瞭である。18、19はRL原体の縄文

を回転方向を縦と横にかえることで羽状施文となるようついている。20は無文部があって帯状施文である。21～24は器厚が5～6mmと薄い土器で、縄文の粒も小さい。21はLR縄文を横に回転施文し、その上下を斜めに回転施文する横走縄文がついている。22は帯状施文である。23、24はLR縄文を横回転施文している。25は外反する口縁で、口端は丸くなっている。口縁外縁を縄文原体（？）で横なでている。R原体の無節（粒が明瞭でない）の縄文を回転施文している。器面は大きな剥落がある。25もRの無節縄文で、同一固体片が図示していないが4片ある。27は器厚11mmと厚く、胎土にセンイを含んでいる。LRの縄文を施文している。

B 押型文土器（第3～7図）

出土量は最も多く、313片を数える。山形文62、格子目文10、横円文227、山形文+横円文1、異形文14となっていて横円文が多い。

山形文（第3図1～41）27～31を除いて、他の山形文は谷間や山高が小さく、山頂が鋭角的な特徴を持ち、全面密施を原則としている。胎土に長石粉末を含み、器厚は7～8mmを計る。1～3は口縁部で1は内傾する器形となっており、口端は内側から外へと薄くなっている。器面は口縁にそって横走2段についている。口縁に接しての2条は原体を内傾させて回転押捺している。2も同様である。3は口縁端面が面取り（角頭）されている。胴部に縱走密施してから口縁にそって横走1段の施文をしている。補修孔が外からあけられている。4～26は胴部片で、横走施文されている。7は巾6mmの無文帶部をつくっている。9は横走施文の下部に縦の無文部を残す帯状施文がみられる。13は土器面凸部の巾が3mmと巾広のものである。16は施文後の縦のナデ消しがみられる。25は横円状文をはさむ菱形文にみえるが山形文の1段目と2段目の原体端の接点の部分である。27～31は原体への刺みが縦刻みの山形文で、他のものにくらべると山形が大きく、部分的に頂部を横に結んで矢羽模状になっている。いずれも横走施文している。32～39は胴部片でいずれも縦走施文されている。40は胴部片で、横走施文と縦走施文がみられ、3と同様に横走施文の方が後である。41は胴部片で縦走施文の後に斜走施文されている。

格子目文（第3図42～50）42～48は縦長の菱形で、いずれも横走施文をし、43、46～48は帯状施文で43、46は無文部を残し、47、48は無文帯部にヘラによる斜走沈線文がつく（格子状か？）。48は格子目文部まで入りこんでいる。49、50は斜格子目文で、胎土も他の土器と違っていて、明らかに搬入品（木曾川下流域）である。49は口縁部で、口端は施文後にナデ押さえをしているために、部分的に口縁端が外へとはみだしている。左下りの斜格子目文を口縁にそって横走施文し、その下部は縦走と横走との両者がみられる。補修孔の途中と思われる円錐形の凹みがみられる。50は小破片のため施文方向は不明である。

横円文（第3図51～57、第5、6図、第7図1～15、26、27）横円文は最も多い。粒は小形で、器面への押捺も強くしっかりとしているためか、穀粒状に粒が突出するものが多い。押さえが軽いものは粒面が平坦となり、形状も菱形に近いものもある。口縁はゆるやかに外反する器形が多く、端面は丸味のある円頭と、平坦面をもつ角頭があり、円頭のものが多い。第4図51～57は口縁部小片で、いずれも横走施文されている。第5図1は口端にそって約9mm巾に縦走施文し、その下部は横走施文しており、他に例のない施文方法を示している。2～6は口縁にそって横走施文、下部を縦走施文で全面密施している。2、3は同一固体である。7～9は口縁にそって横走施文、下部が斜走施文となっている。7は巾約2cmに施文後にナデ消して帯状無文部をつくっている。10～41、第6図1～8は横走施文の胴部片である。これらをみると胴上半まで横走施文するものがあることを示している。9～37は縦走施文の胴部片である。9～12、16、19は同一固体と思われる。37は縦の帯状施文で、文様帶縁に原体端によると思われる刺突列点がついている。38～41、第7図1、2は斜走施文の胴部片である。いずれも右下りとなっている。3～15は異方向施文の胴部片で、3～11は上部横走施文、下部斜

走施文しており、12～15は上部横走施文、下部斜走施文している。14、15は左下りとなっている。異方向の場合はいずれも縱走、斜走施文を先にして、横走施文が後に施文されている。4は一部横走施文が段違いとなつて縱走施文と重なっている。26、27は底部で、砲弾状の尖底となつていて、乳房状の突起はない。26は胴下半まで横走施文であるが、底部附近で縱走施文となっている。27は縱走施文である。

異形文（第7図16～25）異形文の多くは異種文様の併用になることが多い、16、17がそれである。16は3段の横帯状施文となっている。最上段が小部分なため山形文なのか、複合鋸齒文か不明である。楕円文、山形文と重なる密接施文となっている。17は楕円文、複合鋸齒文、楕円文と重なる密接施文で、複合鋸齒文は片岡登分類によるとA種3類aで、上下を左下りの三角形に、中を右下りの平行四辺形となつていて。18～20は片岡分類C種の縦の筋錐形文とその間を横の平行短線で結んでいて、小破片のため上下の模様はわからない。21、22は縦の矢羽根状文である。23、24は横状文または平行線文と呼ばれるもので、原体に縦刻みの線を刻んだもので、23は横走施文を2段重ねている。24は胴下部で縱走施文している。25は岐阜県国府町宮下遺跡出土の押型文土器の中に似たものがある。山形文、特殊鋸齒状文、特殊文のいずれにも似ており、小破片のためどれと断定できない。

C 早期末葉の土器（第7～40）28～39は薄手の焼成のよい土器である。28、29、34は4本前後を単位する条線をつける土器で、28、29は口端に刻目がつく。東海地方の天神山式土器である。31～33は口縁の破片で、いずれも口縁に接して突帯がつく。31は口端と突帯に棒状貝の押捺がある。32は突帯に刻目がある。33は突帯が弧状に貼付され、その上から条線を引いている。東海地方の塩屋式土器である。35～39の胴部も塩屋式土器と思われる。40はセンイを胎土に含み、内外両面に浅い条痕文があり、やや古い柏原式土器と思われる。30は無文土器口縁部である。

3. 石 器（第8～10図）（番号右下のA、Bは出土地点を示す）

新谷の記録によると、A地点からは、石皿9、磨石（凹石）6、打製石斧8、スクレーパー類14、石錐4、石匙1、石錐3の45点、B地点からは石皿9、磨石（凹石）11、打製石斧5、スクレーパー類19、石錐5、石錐2の43点が出土したことになっている。石皿と磨石は現在所在不明で一点もない。委託によって固化された打石斧や剥片石器類があるのみである。

打製石斧（第8図1～8）1、2は完形品で、1は短冊形、2は刃部が巾広となる楔形で、いずれも刃部に使用による土ずれ痕（磨耗）がみられる。3～6は刃部を欠くもので、4、5は楔形刃部のようである。7は刃部片で、土ずれ痕がみられる。8は中間部片である。4が砂岩（？）で、他は珪質片岩のようである。

礫石器（9）三角形状のチャート原石の底辺部を刃部としている。

大形剥片石器（10）チャートの円板状剥片の端部を刃部調整して使用している。大型スクレーパーなのかも知れない。

凹石（？）（11）安山岩の扁平円錐の半欠で、中央部にわずかな打痕が認められる。

石錐（第9図1～17）1～3はえぐりのある凹基で、2は左右が対称にならなく、片方が長く、片方が短くなっている。4～7は凹基であるがえぐりの深い鋸形錐である。8は小形の凹基石錐で、剥片を調整したものである。9は五角形状で尖端が棒状に長くなつていて、あるいは石錐かも知れないが、整形からみると石錐にしたい。10～13は平基の大形の三角形をしている。14は側縁に打面部が残って片側に厚くなつた平基である。実測者は石錐としてとらえているようである。15～17は大形三角形の一部を欠くものである。2の黒曜石を除いて他はすべてチャートであり、チャートという石質状、大形の三角形のものが他遺跡でもみられる。

石匙（18）横形石匙で、つまみが右肩部にある。チャートである。

石錐（19、20）チャート製の二等辺三角形状のもので、19は先端を欠いている。

彫刻器（21）チャートの部厚い剥片端部を刃部としている。早期としてはない資料である。

両極石器（ピエス・エスキュー）（22）方形をして薄い石器である。上下、左右からの調整剥離がみられる。

チャートを使っている。骨角を割るくさびとして使われたものと思われる。

梅子状スクレーパー（23、24）チャートのやや厚い剥片先端を刃部としているスクレーパー（搔器）で、刃部の加工が丁寧である。

スクレーパー（搔器）と使用痕のある剥片（第10図）13の下呂石（ハリ質安山岩）を除いて、他はすべてチャートである。1は横長剥片の先端部を刃部としており、つまみはないが石匙と同様な刃部となっている。2、3は縦長剥片の側縁、4は方形剥片の側縁を刃部としているサイドスクレーパーである。5は側縁を弧状湾状に加工（ノッチ）している。6は円錐柱状で石錐の未製品と思われる。7は両側縁をノッチ状に刃部調整している。8～10は剥片の側縁に使用痕がある。11～14は剥片の側縁に刃部調整がされている。

V 押型文土器について

B地点から木曾としては小破片ではあるが300点を越える押型文土器の出土は多いといえる。郡内では第1表のように押型文土器を出土する遺跡は62を数える。その中で発掘調査で相当量の遺物を得ているのは5遺跡で、二本木遺跡、稲荷沢遺跡は立野式土器の時期であり、小野遺跡と同時期のものは大原遺跡と林の平遺跡の2遺跡がある。

長野県の押型文土器は全国的にも遺跡数が多く、型式的な時間差もとらえられている。I期立野式、II期樋沢式、細久保式、III期高山寺式、相木式のIV期5型式が知られている（第11図）。最近、木曾谷で近畿地方に中心をもつ大泉式、大川式土器が断片的に発見されている。

立野式 器厚が7～10mmと厚く、胎土に石英・長石・金雲母の粉末を含む。

・文様は山形文・格子目文・楕円文・市松文・ネガティブ楕円文といった押型文が全面につく。

・押型文の他に縄文や撚糸文がある。網目状撚糸文もある。

樋沢式 器厚が3～5mmと薄く、胎土に黒鉛を含んで青色となるのもある。

・文様は山形文が主で、格子目文、楕円文は稀である。無文部のある帯状施文が普通である。

・帯状施文の縄文がある。

細久保式 器厚は7～8mmある。胎土にセンイを含むものがみられるようになる。

・文様は楕円文が主で、山形文、格子目文は少なく、異形文があらわれる。全面施文を普通とし、無文帯のあるものはそこに刺突文やヘラ書き文がつく。異種併用施文もみられる。

・縄文、撚糸文があり、撚糸文は横走、斜走するものがあり、センイを含んでいる。

高山寺式 器厚は1～1.5cmと厚くなり、胎土にセンイを含むものが多い。

・文様は楕円文のみで、粒が大きく菱形となる粗大楕円文がみられる。

・撚糸文は粒が大きくなり、格子状につけられるものがある。

相木式 器厚は8mm前後で、胎土にセンイを含むものがある。

・文様は大形の山形文で、刻目ある突帶、押引き爪形沈線文と併用される。

(第1表) 木曾郡下押型文土器出土遺跡

(番号前の・は調査遺跡)

番 号	道 路	町 村	土 器 型 式					番 号	道 路	町 村	土 器 型 式					
			大 川 野	立 野	横 沢	高 山 寺	相 木				大 川 野	立 野	横 沢	高 山 寺	相 木	不 明
1	斧沢	木祖			○	○		33	墨宮	王電			○	○		
2	梅沢	*					○	34	崩越	*			○			
3	神出	*			○			35	野中	三岳					○	
4	鳥居原	*			○			36	越立	*			○			
5	田上	*					○	37	鹿訪社	上松	○					
6	神居場	*					○	38	宮森裏	*	○	○				
7	カンベ	*					○	39	サイノ神	*		○	○			
8	下の畠	日義		○				40	野尻	*					○	
9	お玉の森	*	○					41	墓地下	*		○				
10	マツバリ	*	○					42	日向	*		○				
*11	二本木	*	○	○	○			43	北野	*			○			
*12	楊背沢	*	○	○				44	小田野A	*		○				
13	スケート場	*			○			*45	林の平	*		○	○			
14	新田原	*			○			46	最中上	*	○	○				
15	旧苗圃	*					○	47	吉野D	*		○				
16	ゴルフ場	*		○				48	串ヶ下	*				○		
17	芝原ケイト	木曾福島		○	○			49	かじか沢	*		○				
18	下古田	*		○	○			50	八王子大桑			○				
*19	小野	*		○				51	のぞきど	*		○				
20	溝口	*		○	○			52	葛沼	*					○	
21	出尻1	*	○					53	大明神	*		○				
22	中畠	*		○				54	等覚寺南木曾			○				○
23	児野	*		○				55	馬の背	*						
24	坂敷野	*			○			56	富貴畠	*		○				
25	二本木B	開田	○					57	戸場	*		○				
26	湯の沢	*		○				58	原山口							○
27	中沢A	*					○	59	川原田	*		○	○			
28	鶴沢	*					○	60	麻生	*		○				
29	小野原	*					○	61	青野原	*		○	○			
*30	大原	*		○	○	○		62	うす河	*						○
31	下の原	*		○												
32	菅沢B	*					○			計	3	9	10	25	12	2 16

小野遺跡の押型文土器は、全面密施の押型文土器で、楕円文を主としている。異種併用施文がある。異形文がある。無文帯部にヘラ描き沈線文がつくといった特徴から細久保式土器に比定される。

郡内の同時期の遺跡というと上松町林の平遺跡と開田村大原遺跡がある。その2遺跡と比較すると共通する点もあるが違いもある。(第2表)。

林の平遺跡(第13図)と比較すると、

- ①繩文土器が伴出し、撚糸文土器が全くない点が共通し、その量比も同じである。
- ②押型文土器は林の平遺跡の方が山形文や格子目文の量比が多い。小野遺跡は楕円文主体であるのに対して、林の平遺跡は山形文と楕円文がほぼ同じである。
- ③山形文の文様の特徴や施文法は同じであるが、林の平遺跡には帯状施文が少量であるが存在する。小野遺跡では大形の山形文がみられる。
- ④格子目文で菱形文は共通するが、小野遺跡では帯状施文や斜格子目文がみられる。
- ⑤楕円文は文様の特徴、施文法は共通する。小野遺跡では主体となっている。
- ⑥異種併用文は小野遺跡では押型文でみられるが、林の平遺跡ではなく、繩文と楕円文の異種併用が1点あるのみである。
- ⑦異形文は林の平遺跡では特異なクサビ状文があるが、小野遺跡では全県的に分布する複合鋸歯状文、紡錘形文、櫛状文がみられる。

大原遺跡(第14図)と比較すると

- ①繩文土器が伴出する点は共通するが、大原遺跡では撚糸文土器や貝殻文土器が伴出する。
 - ②押型文土器は大原遺跡では楕円文がほとんどをしめていて、他種はわずかしかない。しかも、胎土にセンイを含む土器がみられる。
 - ③山形文は4片と少なく、土器での山形凸部の巾が狭い点が小野遺跡とちがう。
 - ④格子目文は2片と少なく比較のしようがない。
 - ⑤楕円文の文様の特徴、施文法は共通するが、大原遺跡では粒が大きくなるのもある。
 - ⑥押型文の異種併用文は両遺跡ともみられる。
 - ⑦異形文は複合鋸歯文が共通し、大原遺跡では台形文があり、小野遺跡では矢羽根状文、紡錘形文がある。
- 3遺跡の押型文土器をみると、細久保式土器としての特徴をもちながらも違いがある。遺跡差というより、時間差としてとらえたい。林の平遺跡では山形文、格子目文の量比が多く、一般的な異形文や併用文がない点、小野遺跡より古く位置づけられる。大原遺跡は押型文は楕円文のみといつてもよく、胎土にセンイを含む土器がある。センイを含む横走する撚糸文土器や貝殻文土器が伴出することから、小野遺跡より新しく位置づけられる。このことから木曾では細久保式土器が林の平遺跡→小野遺跡→大原遺跡の変遷が考えられる。

(第2表) 郡内3遺跡の破片数と割合

遺跡名	山形文	格子目文	楕円文	異形文	計	繩・撚	条痕文他
小野	62	10	227	14	313	44	
大原	4	2	166	2	174	31	49
林の平	96	31	105	12	244	30	
小野	20	3	73	4	100%		
大原	2	1	96	1	100%		
林の平	39	13	43	5	100%		

Ⅵ あとがき

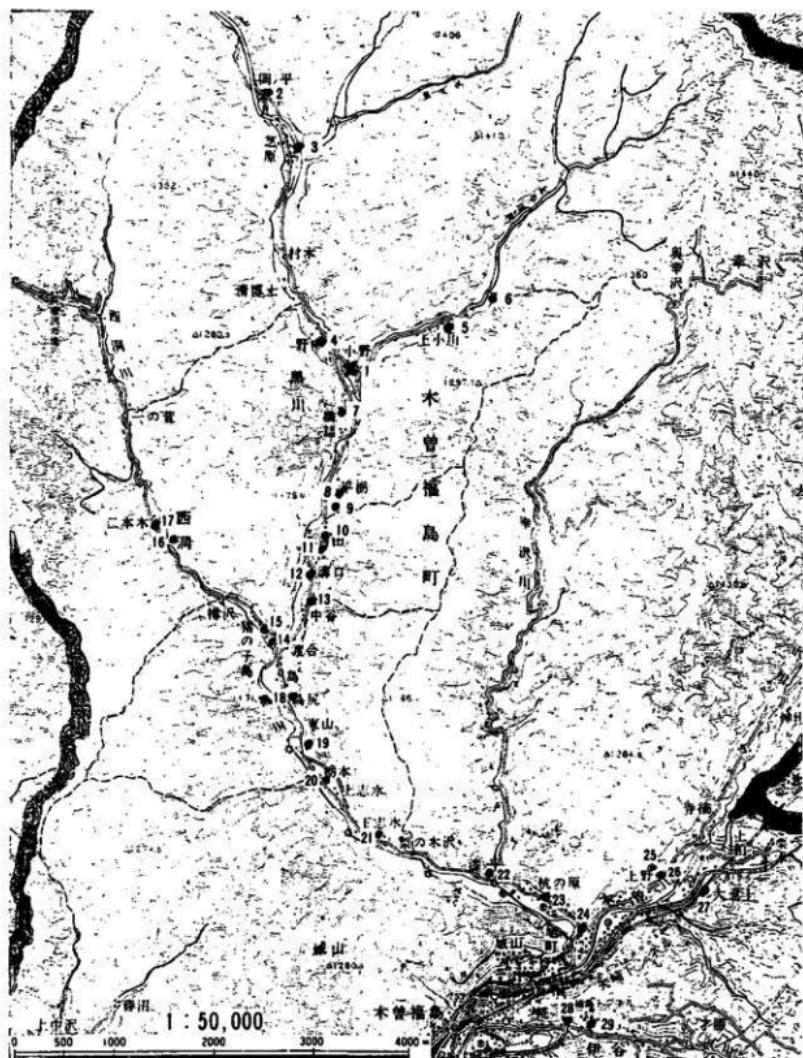
月刊文化財発掘出土情報165号（1996・6）に、大工原豊さんが『考古学における「不良債権」問題』と題する一文をのせている。それによると、現在、社会的に「不良債権」が問題となっているが、考古学の中でもよく似た現象がある。埋蔵文化財保護行政で行う発掘調査は「記録保存」としてのものである。「記録保存」とは報告書作成までをいうが、発掘調査だけで止まっている遺跡、遺物整理の段階で頓挫している遺跡、簡単な既報で終わってしまっている遺跡、いずれも「記録保存」されたとはいえない。これは考古学での「不良債権」である。その原因の一つに調査担当者の無責任さがあげられるという。他にもいくつかあげられているが、何といっても調査担当者の責任が重い。

木曾郡町村会の埋蔵文化財保護行政へのかかわりは、町村教育委員会と埋蔵文化財発掘調査指導委託契約書を締結することで生ずる。委託業務の内容は発掘調査と整理作業の指導と報告書の原稿執筆である。この前段階として、開発側と町村教育委員会との協議、そして原因者費用負担による記録保存である発掘調査の契約がある。この契約に基づいて木曾郡町村会に実務を再委託するのである。遺跡の調査面積、調査期間、調査費の全てが決定されてからの委託ということになる。が、実際には、開発側から協議があった時、町村教育委員会の要請で木曾郡町村会からも担当者が出席し、現地協議で意見をのべたり、試掘調査を実施し、本調査の基本的な調査計画を町村教育委員会担当者と協議して決めている。

木曾郡町村会としては年間の調査計画は把握しているが、郡下11町村にはそれぞれの事情があって年間の中には件数がどうしても多くなることがある。調査能力を考えて対応しなければならないが、断われない事情もあって無理をした調査もしなければならない。

しかし、担当者としては、調査にあたって①調査面積 ②調査費用 ③報告書刊行 ④年間の調査件数を念頭においてあたらなければならない。今までの調査で問題となっているのは、調査日数のオーバー（より詳細な調査という口実）による人件費のオーバーや、能率化、精密化ということで、調査費より比重の多い測量委託費、多忙という理由による原稿の未執筆などがあげられる。ここで改めて考えなければいけないのは、契約書の重みである。おたがいの了解のもとで結ばれた契約は、それに基づいて実施・完了することが義務づけられている。発掘調査は地下の未知のものの調査であるので、調査してみて遺構がなかったり、遺構があったりして、当初の計画と違った姿をみせることが多い。その時は再協議することになっている。それにもかかわらず、費用を考えない調査、いたずらに日数を費やす発掘や整理は、担当者の経営的能力や調査技術能力の欠如を示し、原稿の未執筆は考古学という学力のなさを示す。しかも契約の無視は木曾郡町村会や町村教育委員会の契約不履行という責任問題にもなっている。誠実な調査をしていると自負しても、報告書刊行までが記録保存であることを考える、調査だけが終らせてしまっている事実は考古学の不良債権であり、埋蔵文化財を保護しているとはいえない。

調査を担当するにあたっては、契約義務を考えて、発掘調査の実施、整理作業の進捗、原稿の執筆を進めなければならないことを痛感した。

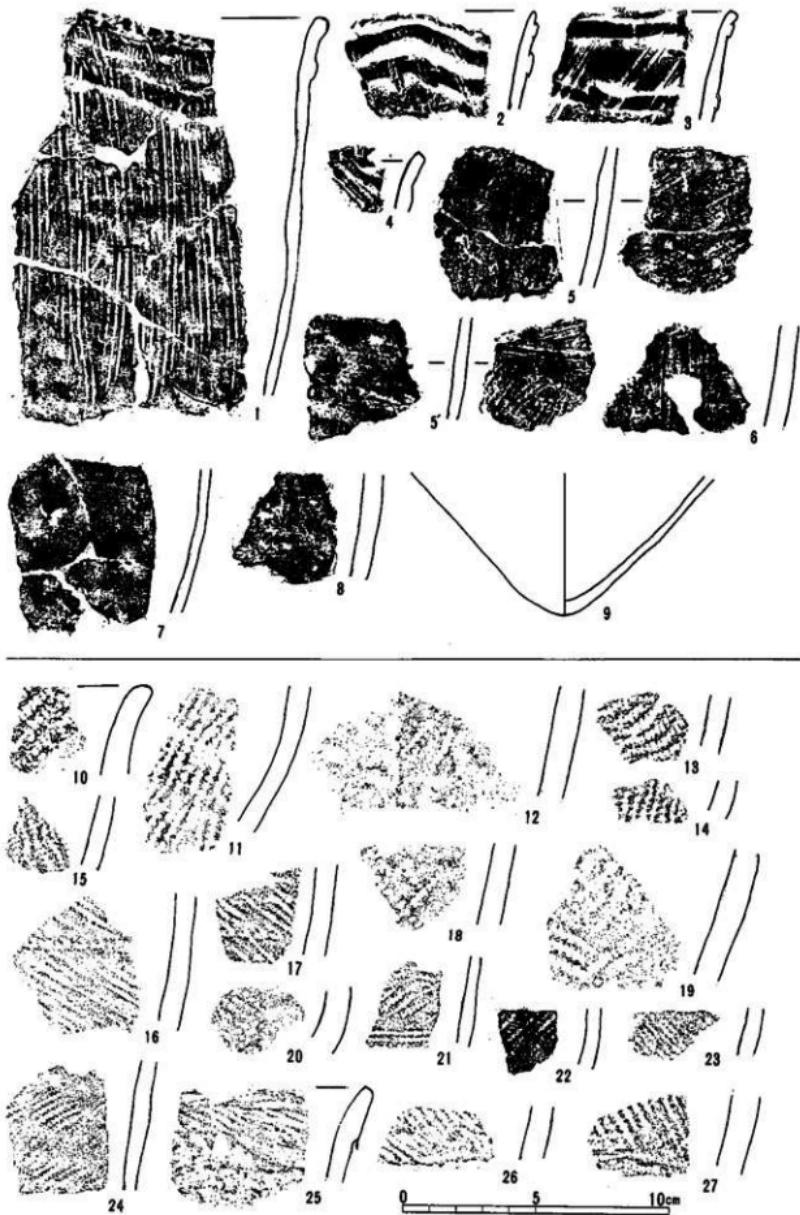


1 小野 2 岡の平 3 古田（ケイト） 4 野中 5 上小川下 6 上小川 7 橋詰
 8 平塙 9 下向 10 吉田、11 平 12 溝口 13 中谷 14 斎米場 15 猪の子島
 16 二本木 A 17 二本木 B 18 島尻 19 東山 20 栃本 21 下志水 22 清平
 23 桥の原 24 黒川渡 25 大上野 26 上野 27 出尻 28 福島駅 29 水無神社附近

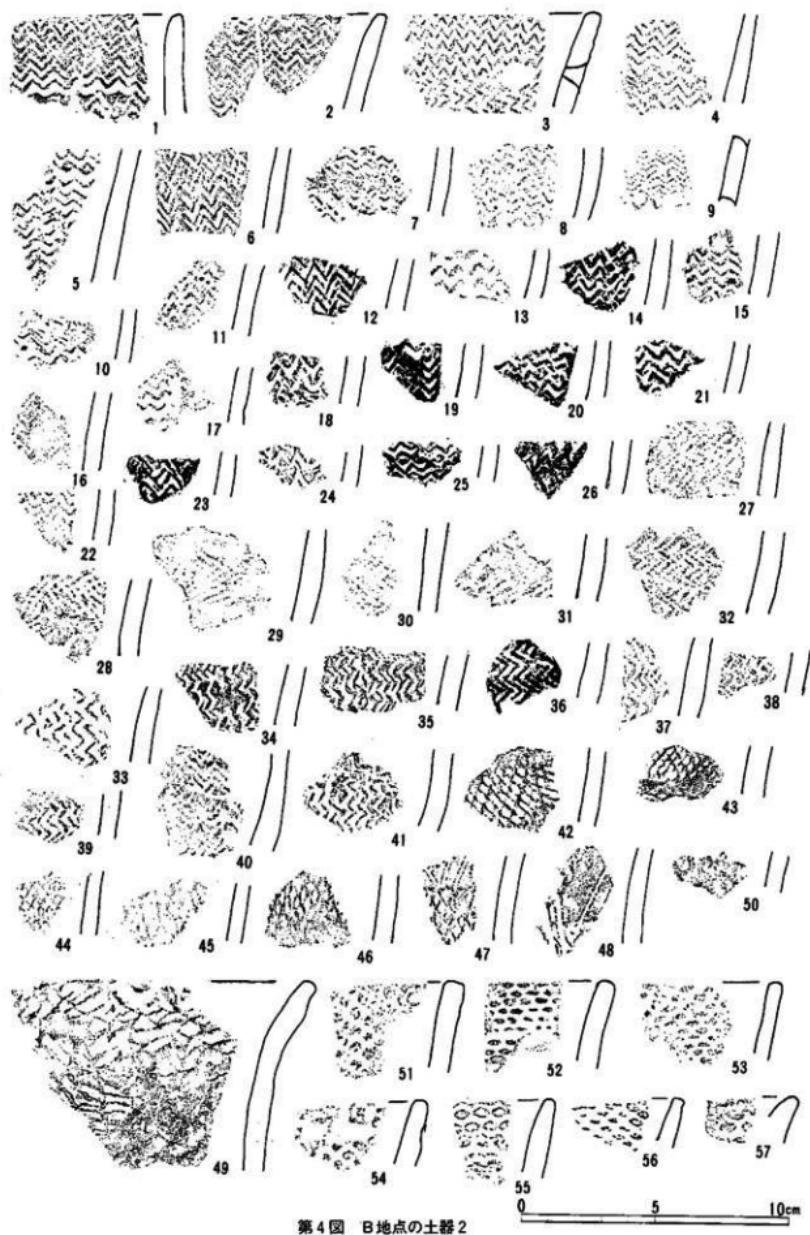
第1図 追跡附近図



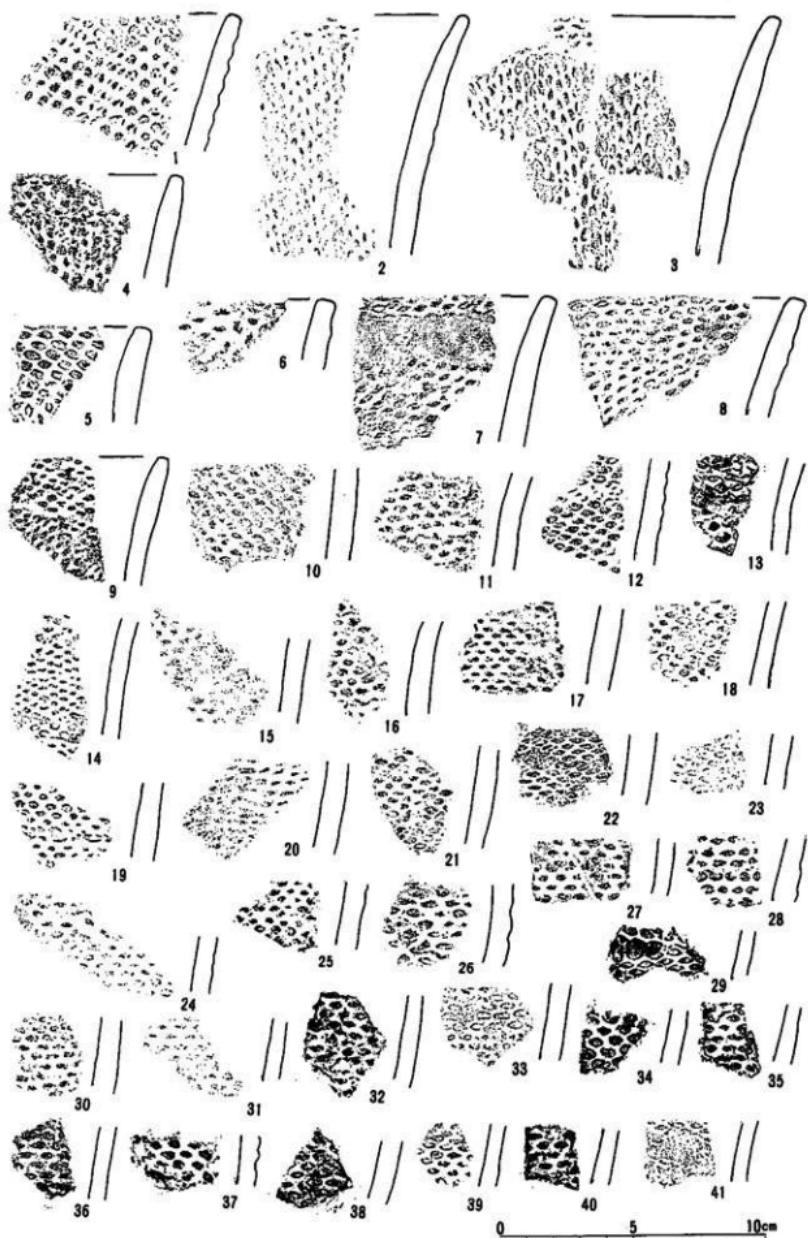
第2図 遺跡地形図



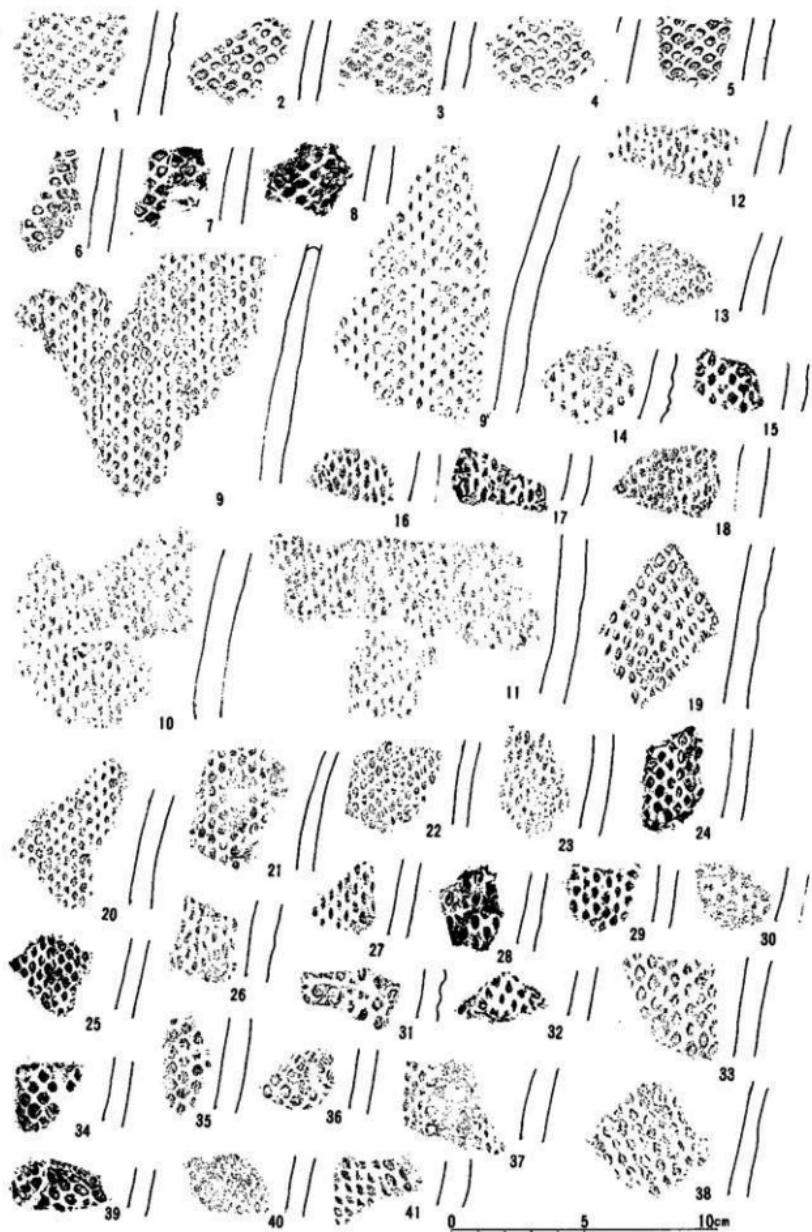
第3図 A地点(1~9)、B地点(10~27)の土器1



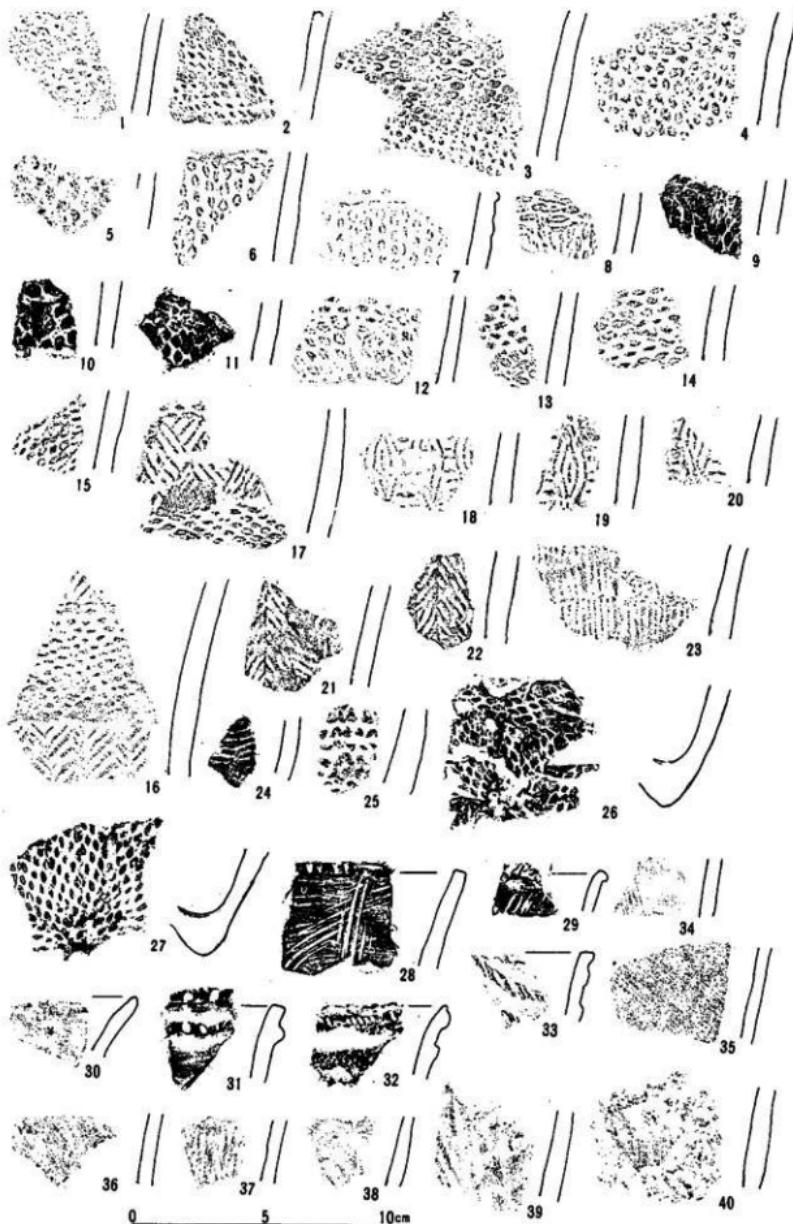
第4図 B地点の土器2



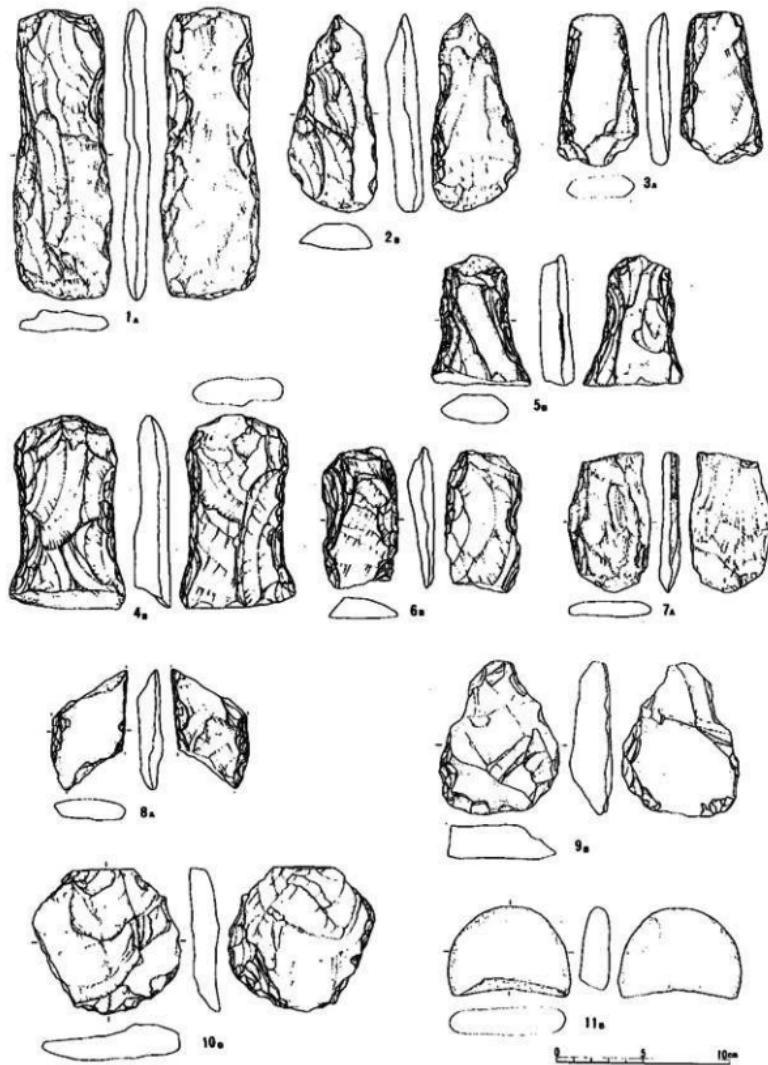
第5図 B地点の土器3



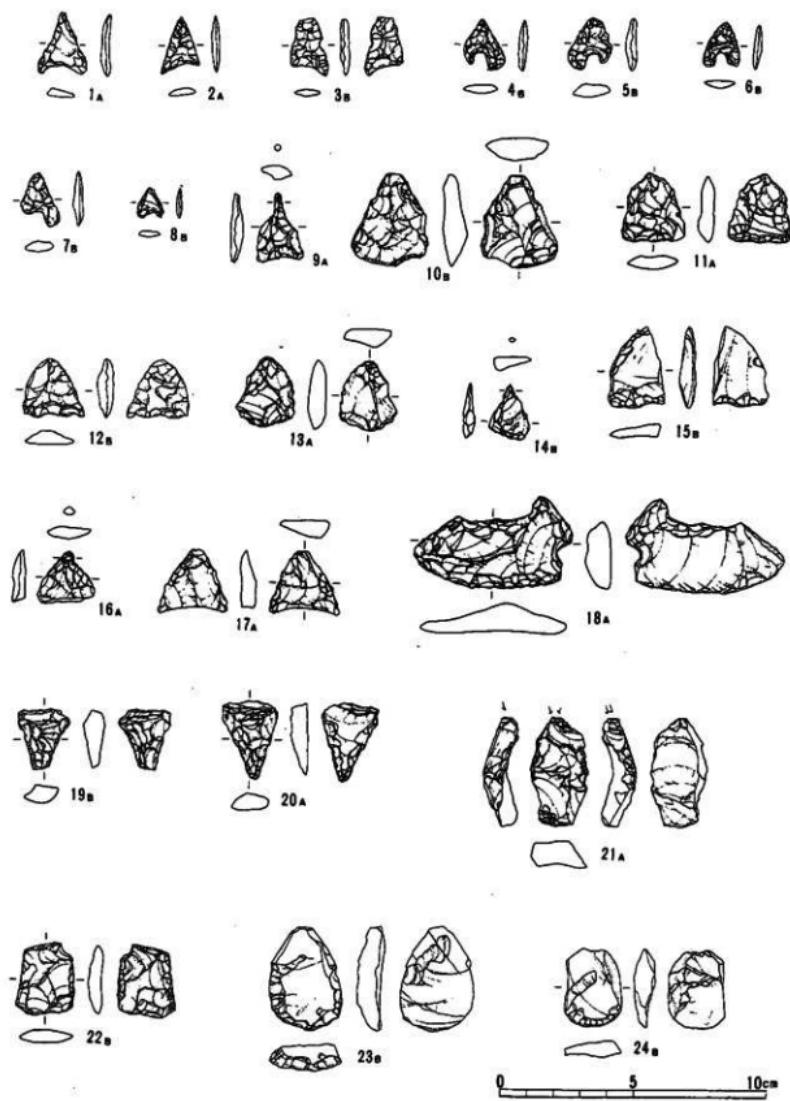
第6図 B地点の土器4



第7図 B地点の土器5



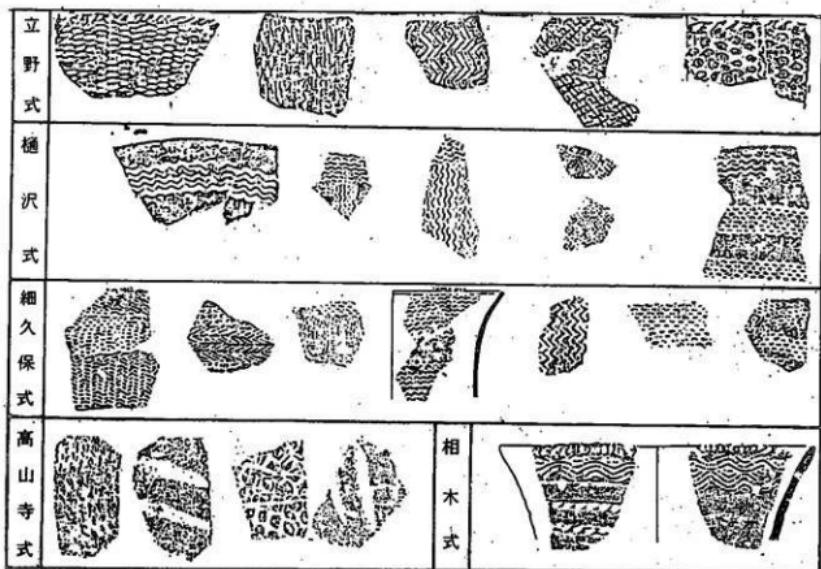
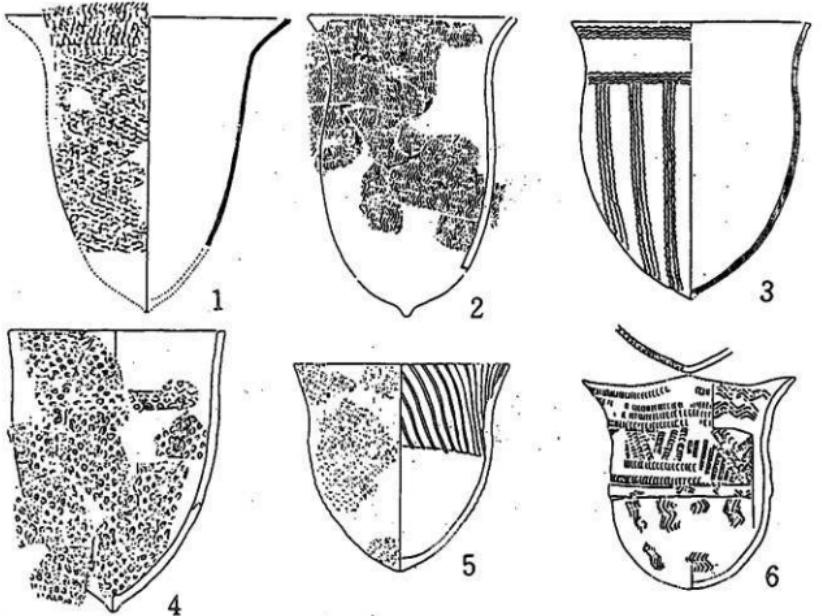
第8図 石器1



第9図 石器2

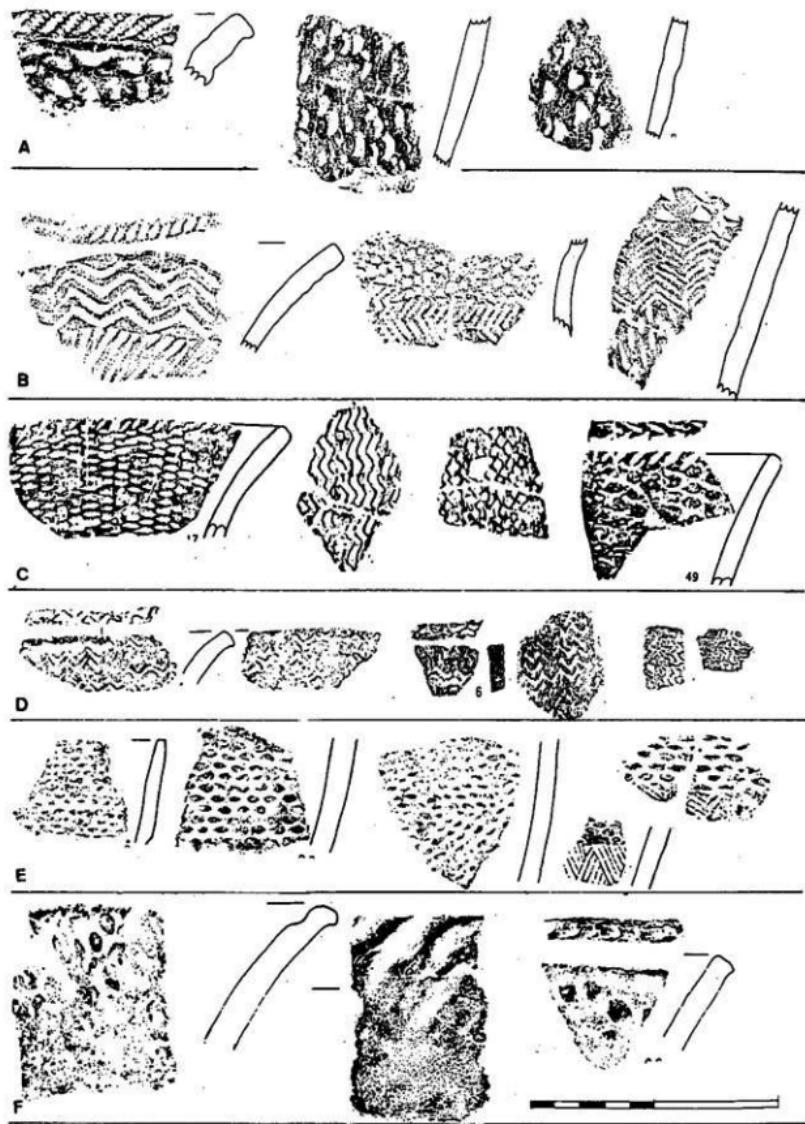


第10図 石器 3



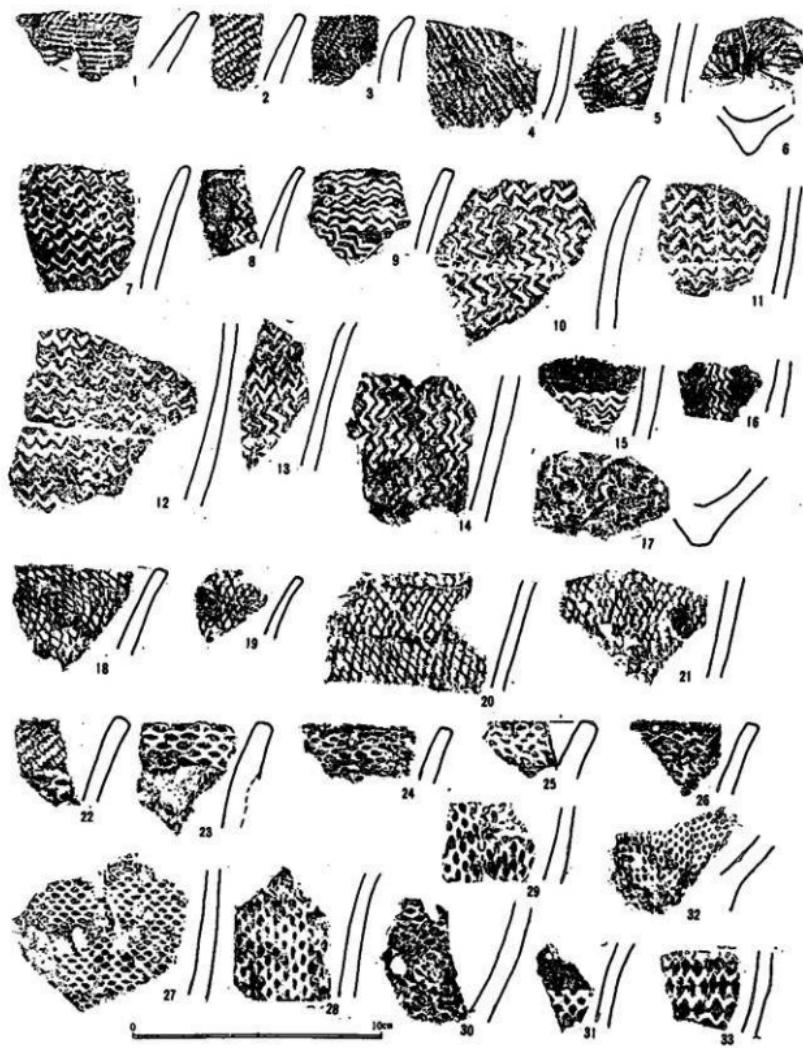
長野県の押型文土器型式（器形と主文様）

第11図 1 大川式 2 立野式 3 溝沢式 4 細久保式 5 高山寺式 6 相木式

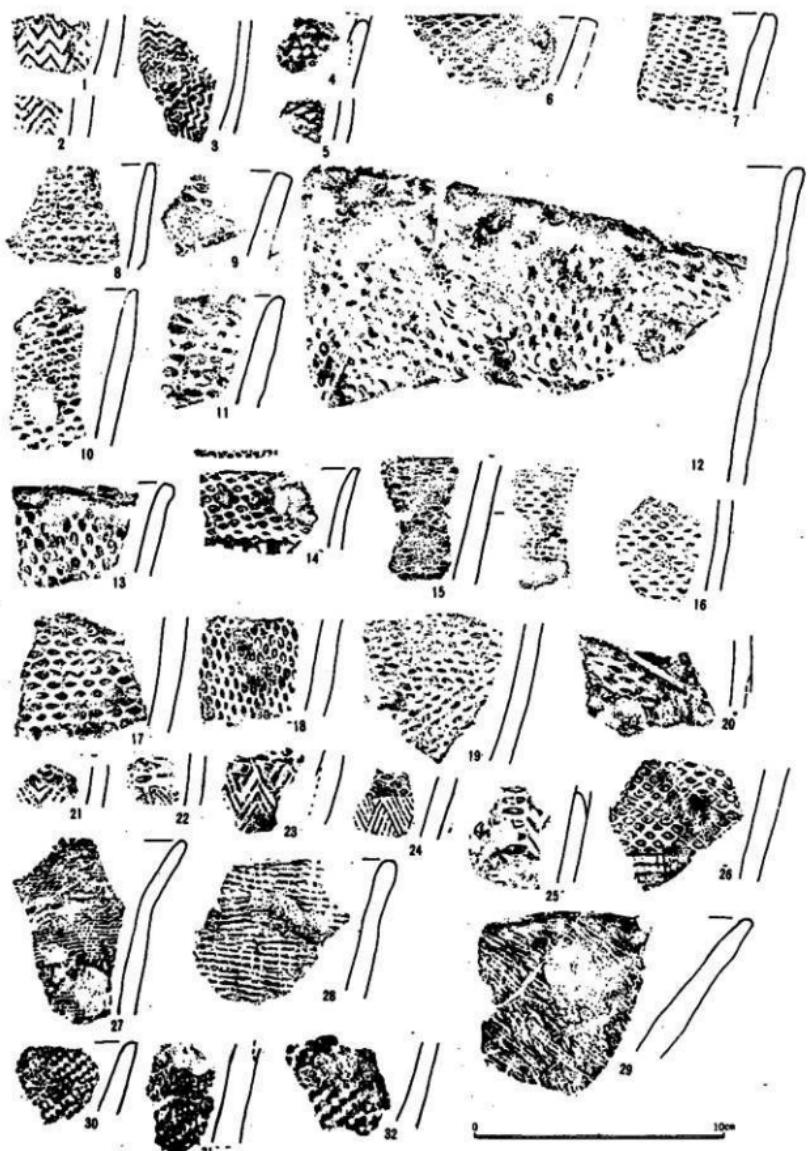


第12図 木曾谷の各型式の押型文土器

A 大鼻式 B 大川式 C 立野式
D 砧沢式 E 織久保式 F 高山寺式



第13図 上松町林の平遺跡出土押型文土器



第14図 開田村大原遺跡出土押型文土器

第1図版 遺跡遠景



西より（堤防は黒川）



南西より（上小川沢の谷）

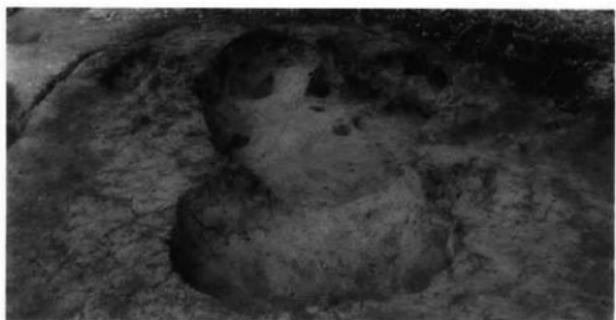
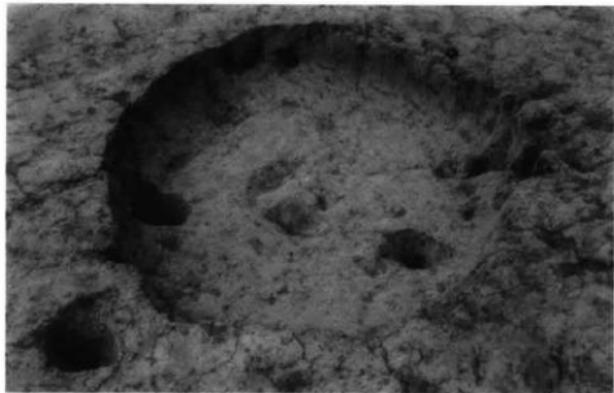
第2図版 A地点土坑1



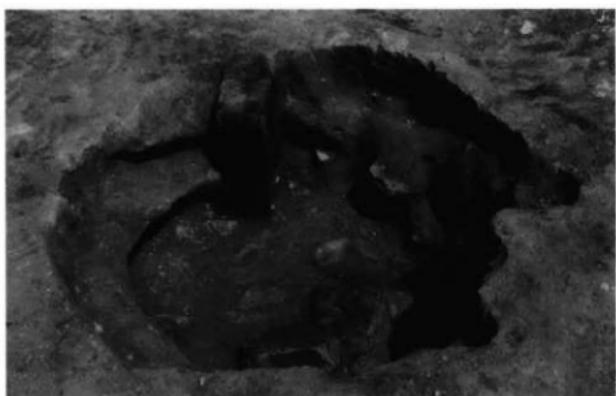
土坑群



第3図版 A地点土坑2



第4図版 A地点土坑3



袋状土坑

第5図版 A地点土坑4



礫層まで掘りこんだ土坑



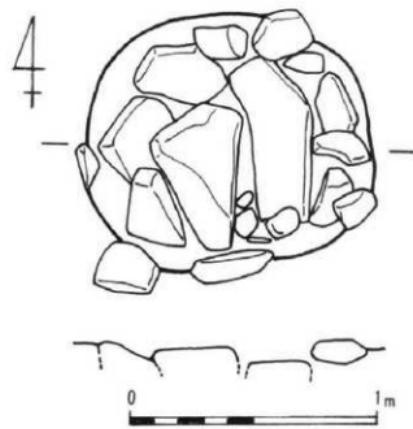
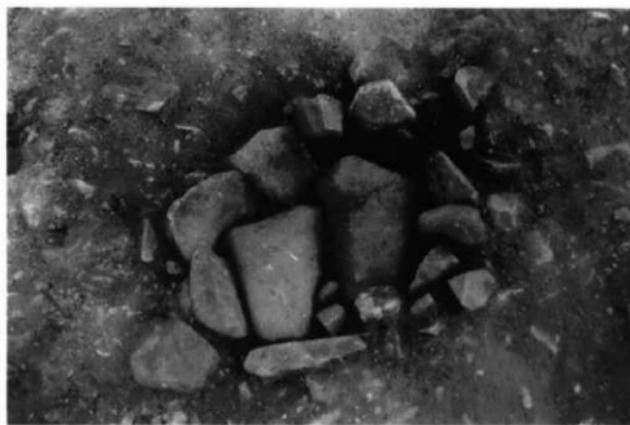
第6図版 A地点土坑5



内部に礫のある土坑



第7図版 B地点集石炉



第8図版 発掘スナップ



小野遺跡調査概要

フリガナ	コノイセキ
書名	小野遺跡
主著者	神村透
発行者	木曾福島町、木曾福島町教育委員会、木曾郡町村会
編集機関	木曾郡町村会
住所・電話	木曾郡木曾福島町大手 0264-22-2329
印刷所	トキワ印刷株式会社 木曾郡木曾福島町本町
印刷日・発行日	1996年9月30日、1996年10月14日
遺跡所在地	木曾郡木曾福島町黒川上中入小野
25,000分1地図名・位置・標高	木曾福島、北緯35°54'3" 東経157°41'58" 標高949m
概要	主な時代 繩文時代早期
	主な遺構 繩文時代早期 集石炉、土坑
	主な遺物 石器（石皿、磨石、石鎌、石錐、石匕、打石斧、スクレーパー等） 土器（押型文土器細久保式土器、天神山式土器、塙屋式土器）
	特殊な遺構 集石炉
	調査期間 1992年7月29日～9月11日

小野遺跡

平成8年9月30日 印刷
平成8年10月14日 発行

発行 木曾福島町
木曾福島町教育委員会
木曾郡町村会
印刷 トキワ印刷株式会社
(0264)22-2228

